

令和6年度第3回 山梨県大規模小売店舗立地審議会 会議録

1 日 時 令和7年1月30日(木) 午後2時00分～午後2時45分

2 場 所 防災新館303会議室

3 出席者

(委 員) 中澤委員 武藤委員 松浦委員 八重樫委員 賀委員 箕浦委員 加々見委員  
(事務局) 産業政策課 課長 総括課長補佐 企画・団体・商業担当(3人)

4 傍聴者等の数 7人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 審議
- (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出の処理状況について
- (4) 閉会

6 会議に付した事案の件名

「コストコホールセール南アルプス倉庫店」の新設について【公開】

7 議事の概要(敬称略)

(1) 「コストコホールセール南アルプス倉庫店」の新設について

(事 務 局) (届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会 長) 事務局から説明があった「コストコホールセール南アルプス倉庫店」の新設について、意見や質問等があれば述べていただきたい。

(委 員) 騒音に関して、今回の予測結果を確認すると、夜間の最大値において、敷地境界上では規制基準値を上回るものの、保全対象地点においては、再予測をした結果、規制基準値内に納まっている。このことに加え、現地調査において確認した周囲の状況や施設の配置状況、運用状況、予測に対する設置者の考え方等を勘案すると、騒音関係で問題となる点は特にはないと思われる。

(委員) 届出内容を考察すると、指針で求められている基準等は満たされており、設置者からも各対応策が示されていることから、意見はなしということで良いかと思う。ただし、開業後において、示された予測結果と実態が大きく乖離することになれば、交通や騒音に関する問題等が発生し、周辺的生活環境に支障を及ぼすことになる。地域住民の一番の懸念は、生活道路が交通渋滞によって奪われてしまう、これまでは自宅に帰るのに30分で足りたところが1時間になってしまう、また、新たに発生した騒音が気になるなど。

そのため、特に開業後の交通量に関して、予測した数値と実態に大きな乖離が認められた場合は、設置者に対策を求めるよう要望したい。具体的には、今後、交通渋滞等の状況を常に把握し、重大な渋滞等が発生した場合は、道路管理者や交通管理者等の関係機関と協議し、周辺的生活環境に十分に配慮した対策を速やかに講じるようお願いしたい。

また、住民等から問い合わせがあった場合に、速やかに対応できるような窓口の設置を検討していただくと有り難い。

(事務局) 予測結果と実態が大きく乖離するような事態が発生した場合、そのような対策を実施してほしいという要望は設置者にお伝えする。なお、同様の話は庁内連絡会議においても指摘があり、設置者から、そうした事態が発生した場合には、適宜関係機関と協議の上、必要な対策を講じていく旨の回答があったところ。

(会長) 交通については、交差点需要率の現況と開店後の状況の数値が基準値を下回っているといことで、特に何か意見を述べるものではないが、交差点A(南アルプスIC西)については、現況でも数値が高いため、開店後の状況が、基準値である0.9に近い値になっている。当然、現況の数値が高いことは、今回の店舗新設とは関係がないため、設置者に何か求めるものではないが、仮に開業後、交差点Aにおいて渋滞となるような事態が発生した場合は、設置者として行う対策も必要ではあるが、当然、その原因は設置者だけにあるわけではないので、設置者だけでなく、道路管理者等も含めた関係機関全体で情報を共有し、対策を検討・実施していく必要があると思う。

(事務局) 届出の内容はあくまで、当該店舗が新設されることによって、周辺的生活環境に対して、恒常的にどういった影響があるのかを予測し、その対応を記載したものとなっている。

一方で開業時や繁忙期には、平常時とは異なる対応が必要になってくるのも事実であり、設置者としては、例えば交通整理員の配置や来退店経路の周知徹底、関係機関と協議の上での対策実施等を行っていく旨の回答があった。

また、先ほど本件については、設置者だけでなく、道路管理者も含めた関係機関全体で情報を共有し、対策を協議・実施していくべきとの御意見を頂戴したが、本件については、南アルプス市の事業という側面も持ち合わせていることから、南アルプス市においても様々な対策が実施されているものと承知している。例えば、道路等のハード整備については、本来、大店立地法上、設置者に対応を求めることはできないが、本件については、既に南アルプス市が対策を実施しており、店舗周辺4箇所の交差点である南アルプス IC 入口、南アルプス IC 西、楡形大橋東詰、田富西ランプについては、右折レーンの延長工事が終了している。そういった意味では、本件は南アルプス市が絡むことで、関係機関との連携が図られやすい環境にあると思う。

(委員) 現地調査の際にも話が出たが、高速道路からの来店については、料金所から交差点 B (南アルプス IC 入口) までの距離が短い点が懸念としてはある。もちろん届出で示された予測やシミュレーションでは、平常時において、交通を阻害するような著しい渋滞の発生は見受けられないという結果が示されているので、そこについては理解しているが、繁忙期等については、やはり危惧される。そのため、混雑が予想されるような場合には、事前の対策の実施というのも重要かと思う。例えば、そういった場合には迂回措置として、南アルプス IC ではなく、前後の IC を利用し、高速道路が混雑する前に車両を流出させるような来退店経路の検討などを進めてもらえると有り難い。

(事務局) 当然、平常時と繁忙時とでは対応は異なるため、繁忙時の対応を常に求めるということは、法律が求める合理的な範囲内での配慮を逸脱してしまう可能性があり、なかなか難しい。しかし、繁忙時やそれを予見できる際には、委員からお話のあったような対策を予め検討し、実施していただきたいという点は、要望としてお伝えする。

(委員) 併設されるガソリンスタンドへの来退店経路も店舗と同じ来退店経路という理解で良いか。

(事務局) 現地調査で設置者から説明があったが、そのように承知している。

(委員) 大型のガソリンスタンドであり、需要も高いことが見込まれるため、やはりここにおいても、これに起因する渋滞等の発生防止については必要な対策を取っていただければと思う。特に、調査結果で示されているとおり、夕方には交通量が多くなっているため、交通誘導員の配置や動線の確保等については、改めて対策を実施するよう設置者に伝えてもらいたい。

(事務局) 混雑時における交通整理員の配置や来退店経路の周知徹底等については、実施する

旨の回答が設置者から出てはいるが、改めてこうした要望があったことは設置者にお伝えする。

(委員) 当該店舗については、国内で37店舗目ということで、設置者もその経験から持ち合わせているノウハウ等が活かして、開業時等の臨時的な状況についても適切な対応を取っていただければと思う。

それとは別に、防災の観点での質問になるが、この場所は液状化するような場所なのか。

(事務局) ハザードマップ等を確認できていないため、この場での正確なお答えは難しい。

(委員) 仮に液状化のエリアであった場合や、また店舗の近隣に釜無川があることから、そうした水害についても対策を取るようお伝え願いたい。

(事務局) 承知した。

(委員) 廃棄物等の処理業者については、決定次第報告をいただけることになっているが、報告はあったか。

(事務局) 処理業者等の決定は店長が行うとのことだが、現時点で店長が決まっていないため、それらが決定した段階で改めて報告していただくことになっている。

(会長) 他になければ、審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「コストコホールセール南アルプス倉庫店」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出の処理状況について

(事務局) (届出の処理状況、手続終了案件の届出概要について報告)

※ 報告に関して、委員からの質問、意見なし。

以上